

令和7(2025)年度インフルエンサーを活用した海外いちごオーナー体験等による輸出農産物と農村の魅力発信事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

本事業は、海外に向けて栃木県産農産物や農村地域の魅力を体験できるイベントを実施することで、県産農産物の認知度向上と県内の農村地域への興味関心の向上を図ることを目的とする。具体的には、いちごオーナー体験を実施し、SNSによる情報発信や訪日交流を通じて、栃木県の魅力を感じてもらう。また、イベント開催にあわせて県産農産物の輸出先国で影響力のあるインフルエンサーを県内に招き、その発信力を活用して栃木県の魅力を情報発信する。これらの取り組みにより、海外での潜在的な消費者の購買意欲を刺激し、実際の購買行動へとつなげることで、県産農産物の輸出拡大と県内農村地域への誘客促進を目指す。

2 業務概要

- (1) 業務名 インフルエンサーを活用した海外いちごオーナー体験等による輸出農産物と農村の魅力発信事業
- (2) 業務内容 別紙「令和7(2025)年度インフルエンサーを活用した海外いちごオーナー体験等による輸出農産物と農村の魅力発信事業企画提案仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8(2026)年3月23日(月)まで
- (4) 委託料上限額 4,892,995円(消費税及び地方消費税を含む)
- (5) 担当所属及び問合せ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番地20号
栃木県農政部農村振興課農村・中山間地域担当
電話 028-623-2333 / FAX 028-623-2337
E-Mail noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する、又は、契約締結時までに入札参加資格を取得する見込みの者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザルの日程及び手続き

- (1) 実施スケジュール
 - ア 実施要領等の公表(募集開始) 令和7(2025)年7月10日(木)
 - イ 質問書の提出期限 令和7(2025)年7月16日(水) 17時必着
 - ウ 質問書への回答期限 令和7(2025)年7月18日(金)
 - エ 参加表明書の提出期限 令和7(2025)年7月24日(木) 17時必着

オ 企画提案書の提出期限	令和7(2025)年7月31日(木) 17時必着
カ プレゼンテーション	令和7(2025)年8月8日(金)
キ プロポーザル審査会	令和7(2025)年8月8日(金)
ク 審査結果の通知・公表	令和7(2025)年8月12日(火)まで

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和7(2025)年7月10日(木)～令和7(2025)年7月24日(木)

イ 配布場所：栃木県ホームページ（入札・公売）からダウンロードできる。

※URL (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により電子メール又はFAXにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和7(2025)年7月16日(水)17時必着

イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2(5)に提出すること

※FAXの場合は、着信確認の電話連絡を行うこと。

ウ 回答期日：令和7(2025)年7月18日(金)

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4(2)イのURL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）、確認書（別記様式3）、会社等概要（別記様式4）及び統括責任者及び担当者について（別記様式5）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和7(2025)年7月24日(木)17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2(5)

ウ 提出方法：持参（平日の9時から17時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7(2025)年7月31日(木)17時までに辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、応募申請書（別記様式6）を添えて、令和7(2025)年7月31日(木)17時までに持参又は郵送により提出すること。
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は6部（正本1部、副本5部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- イ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書等は栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 県は必要に応じて、追加書類の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書等に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- ク 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所については、別途通知する。

なお、書類審査で足りると別途設置する選定委員会の長が判断した場合、プレゼンテーションを実施しない場合もある。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

評価基準に基づく評価結果については、事務局が全委員分をとりまとめ、委員会において、以下の基準により最終評価を行い、審議の上、契約候補者を選定する。

ア 失格者を除いた者のうち、(2) による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を選定する。

ウ 評価の合計点の平均点が 60 点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。提案者が 1 者の場合も同様とする。

エ 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が 2 (4) の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者名を栃木県ホ

ホームページ（入札・公売）で公表する。

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 契約の締結に際しては、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

8 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (3) 参加者の企画提案書に係る著作権は、参加者に帰属し、契約候補者の企画提案書に係る著作権は、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。
- (4) 企画提案書等に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。
- (5) 業務の成果は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (7) 本プロポーザルの参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

(別表) インフルエンサーを活用した海外いちごオーナー体験等による輸出農産物と農村の魅力発信
事業業務 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で評価の総合点が高い者を契約候補者として選定する。
- 3 最高点の者が複数あった場合には、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各委員の評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。
- 5 企画提案者が1者の場合も同様とする。

評価項目		評価内容	配点
1	業務内容の理解度	業務委託の目的や内容について十分に理解しているか。また、仕様書の内容を満たした提案となっているか。	10
2	提案内容の優良性	提案内容の具体性、妥当性、実現可能性が確保されているか。	10
		独自の発想に基づく、独創性のある提案となっているか。	10
		いちごオーナー体験や訪問する場所は、参加者に対し栃木県の農産物や農村地域への興味関心を高める内容となっているか。	20
		台湾の一般消費者へ訴求力を持つインフルエンサーを適切に選定し、その特性を活かした効果的な発信手段が提案されているか。	20
3	業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	10
4	業務遂行の安定性	事業実施にあたり人員が十分確保され、事業活動を適正に行うことができるか。	10
5	積算の妥当性	業務内容に対し、適切な経費が計上されているか。	10
計			100